

平成31年4月16日

〒173-0021

東京都板橋区弥生町77-3

株式会社アニメイト 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

再 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、当法人からの申入れに対し、平成31年1月23日付「申入書に対する回答」にてご回答をいただくとともに、申し入れを踏まえてご利用規約を変更していただき、ありがとうございました。

もともと、貴社が変更した条項を精査したところ、消費者保護の観点から、一部について再検討いただく必要があるとの結論に至りました。

つきましては、別紙のとおり改めて申入れをいたしますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成31年5月16日までに上記連絡宛てに、書面にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当法人ウェブサイトその他適宜の方法により公表することがありますので、その旨申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 損害賠償責任の免除条項について

1 変更後の条項の内容

第8条 免責事項

1～2 (略)

3.本条前二項の規定に基づき、利用者のご自身の責任において本サイトを利用するものとします。ただし、当社の故意または重過失に起因して問題が発生した場合はこの限りではありません。

2 再申入れの趣旨

変更後の本規約8条3項について、ただし書きを削除するか、「重過失」を「過失」に修正してください。

3 再申入れの理由

(1) 消費者契約法8条1項1号又は3号は、消費者契約において、事業者が民法415条等に規定する債務不履行又は不法行為による損害賠償責任の全部を免除する旨の条項は、無効になると規定しています。

したがって、変更後の上記条項が、軽過失の場合に損害賠償責任の全部を免除する趣旨であれば、消費者契約法8条1項1号又は3号に基づき無効となります。

(3) よって、変更後の上記条項について、再申入れの趣旨のとおり申し入れます。

第2 返品・交換等に関する条項について

1 変更後の条項の内容

第25条 返品・交換等

2. 当社の責めに帰すべき事由により商品に不具合等が発見された場合は、以下のとおり、商品の返品・交換等を承ります。

1～2 (略)

2 再申入れの趣旨

変更後の本規約25条2項柱書きのうち、「当社の責めに帰すべき事由により」を削除してください。

3 再申入れの理由

(1) 顧客が購入した商品に不具合(誤発送、不良品、数量不足)があった場合、民法上、その不具合について貴社に責めに帰すべき事由があるかどうかにかかわらず、貴社は、顧客に対し、売買契約に基づき、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合した商品を引き渡す義務があり、また、瑕疵担保責任を負うこととなります。

ところが、上記条項は、返品・交換できる場合を、不具合について貴社に責めに帰すべき事由がある場合に限定しています。これは、民法上規定されている消費者の権利を著しく制限するものであり、消費者の利益を一方的に害しています。

(2) よって、変更後の上記条項は、消費者契約法10条により無効となりますので、再申入れの趣旨のとおり申し入れます。

第3 専属的合意管轄条項(28条2項)について

1 条項の内容

第28条 管轄裁判所

1. (略)

2. 前項の規定にも関わらず、協議によっても解決しない場合には、横浜地方裁判所または横浜簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

2 再申入れの趣旨

本規約28条2項を削除するか、あるいは「専属」との文言を削除してください。

3 再申入れの理由

(1) 貴社は、上記条項について、管轄裁判所に関する規定を置くことは極めて一般的であること、及び遠隔地における訴訟手続が整備されている(民事訴訟法170条3項)ことを理由に、消費者の権利を一方的に害するとは必ずしもいえないと主張されました。

(2) しかし、管轄裁判所に関する規定を置くこと自体を問題にしているわけではありませぬし、一般的であるかどうかは、消費者の権利を害さない理由にならないことは明らかです。

また、上記条項のような専属的合意管轄条項について、消費者契約法10条に違反し無効と判断した裁判例(盛岡地裁遠野支部決定平成17年6月24日、松山地裁西条

支部決定平成18年4月14日)も存在し、当法人による申入れに基づき、専属的合意管轄条項を削除していただいた事例も多数存在しますので(当法人ウェブサイト参照)、事業者と消費者との契約において専属的合意管轄の条項を定めることは、決して一般的に認められているものではありません。

(3) さらに、裁判期日において電話会議が認められているのは一部の手続きだけであり、その手続きにおいても電話会議では十分な争点及び証拠の整理ができない場合などには、裁判所に行く必要が生じます。また、遠方の裁判所での裁判であれば、裁判期日に裁判所に行くための時間や費用(交通費、弁護士の日当など)がかかるため、たとえ、電話会議により裁判所に行く回数が減ったとしても、消費者にとって負担が大きいことには変わりはなく、裁判自体を断念せざるを得なくなってしまうこともあります。

一方、貴社は、資本金5000万円、全国に120店舗を展開する年商600億円の大企業であり(貴社ウェブサイト参照)、経済力の点で消費者とは比較にならないほど優位に立っています。

したがって、民事訴訟法170条3項は、一方的に貴社に有利な専属的合意管轄を定めることを正当化する理由にはなりません。

(4) よって、貴社の主張に理由がないことは明らかであり、再申入れの趣旨のとおり申し入れます。

以上